

まんが王国・土佐推進協議会会則

(名称)

第1条 この会は、まんが王国・土佐推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、多くの漫画家を輩出し、「まんが甲子園」の開催やまんが関連施設の開設等により「まんが王国・土佐」を築き上げてきた高知県として、官民が協力し県を挙げてまんが文化を推進し、「まんが王国・土佐」のブランドを確立するとともに、まんが、アニメーション、フィギュア、キャラクター、映像、音楽等のコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）を生かし文化の振興、地域の活性化及び経済の発展につなげていくことを目的とする。

(役割)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業について協議し、実施する。

- (1) 高知県におけるまんが文化の醸成、まんが文化を担う人材の育成並びに全国及び世界に向けた「まんが王国・土佐」の情報発信
- (2) 高知県の文化の振興、地域の活性化及び経済の発展にコンテンツを生かしていく取組
- (3) その他、本会の目的を達成するため必要な取組に関すること。

(委員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する団体・個人を委員とする。

- 2 団体を代表する委員（以下「団体委員」という。）は、別表の団体の代表者等とする。
- 3 個人の委員は、まんが文化をはじめとするメディア芸術等の振興に高い見識を有する者のうちから、第5条で定める会長が委嘱する。
- 4 委員は、総会における議決権を有する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、高知県知事をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
 - 4 監事は、会長が指名する。
 - 5 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代行する。
 - 7 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(オブザーバー)

第6条 会長は、必要があるときは、本会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて本会総会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第7条 役員、委員及びオブザーバーの任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第8条 本会の総会は、会長が必要に応じ招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

2 会長を除く団体委員は、会議に出席できない場合、その者が指名した者を代理出席させることができる。

3 総会に付議される事項につき委任状をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

4 総会の議決は、議長を除き委任状を含む出席委員の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

5 会長は、必要に応じて、委員及びオブザーバー以外の者を総会に出席させることができる。

6 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 協議会会則の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(書面又は電子メールによる会議)

第9条 総会は、緊急に決定する必要がある事項について、その審議事項の内容による支障がないときは、書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

(専決処分)

第10条 会長は、第8条及び前条に基づく会議を招集するいとまのない場合、又は軽微な議決事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会で報告し、その承認を求めなければならない。

(謝金及び旅費)

第11条 役員、委員及びオブザーバーが会議に出席した場合には、謝金を支給するものとする。

2 役員、委員及びオブザーバーが会議の職務を行うために、会議に出席したときの旅費は、これを支給しない。ただし、高知県外からの出席者については、協議会が負担するものとする。

3 役員及び委員が会議の職務を行うために旅行したときの旅費は、協議会で承認されたものに限る、協議会が負担するものとする。

(専門部会)

第12条 本会に必要な応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

3 部会の運営に関しては、別に定める。

(事務局)

第13条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は、高知県文化生活部文化国際課まんが王国土佐室に置く。

3 事務局長は、文化国際課課長とする。

4 事務局の事務処理等に関しては、別に定める。

(機密保持)

第14条 本会の委員は、事業の実施に関わって開示された委員等の機密情報については、厳重に機密を保持し、次の号に掲げるものを除き、第三者に開示してはならない。

- (1) 委員等により開示される以前から既に所持していた情報
- (2) 第三者により適法に開示された情報

(3) 委員等が事前に開示を承諾した情報

2 本会の委員は、事業の実施に関わって知り得た委員等の機密情報を他の目的に使用してはならない。

(雑則)

第 15 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 24 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年10月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 2 月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。

まんが王国・土佐推進協議会委員

1. 団体（委員）

区分		団体名
産業	1	高知県商工会議所連合会
	2	高知県商工会連合会
観光	3	(公財)高知県観光コンベンション協会
地域	4	高知県商店街振興組合連合会
まんが甲子園協賛 (冠賞提供)	5	三菱電機(株)四国支社
	6	全日本空輸(株)高知支店
教育	7	高知県教育委員会
	8	高知県高等学校文化連盟
行政	9	高知県市長会
	10	高知県町村会
	11	(公財)高知県市町村振興協会
	12	横山隆一記念まんが館
	13	高知県
	14	高知県文化生活部

2. 個人（委員）

まんが文化をはじめとするメディア芸術等の振興に高い見識を有する者のうちから、第5条で定める会長が委嘱する。